

## 第1章 基本的事項

### 1 誇るべき「宝」である熊本県の医療提供体制の回復・充実に向けて

- 熊本県では、先進的かつ高度な医療拠点が形成されていることに加え、クリティカルパス（患者の入院から転院・退院までの治療計画）を全国に先駆けて導入し、病院間の役割分担や病院と診療所の連携など、他県をリードする切れ目のない医療サービスなどが提供されてきました。
- 県民の安心・安全に直結する、誇るべき「宝」としての熊本県の医療提供体制は、関係者のたゆまぬ努力により築き上げられたものであり、医療関係者だけでなく、行政、県民が将来へ引き継いでいくことが求められています。
- そうした中、2016（平成28）年4月14日と16日に2度の最大震度7を観測した「平成28年熊本地震」が本県を襲い、熊本都市圏及び阿蘇地方を中心に多数の人的被害、家屋倒壊や土砂災害など、未曾有の被害をもたらしました。この度の地震が本県の将来人口や地域経済に与える影響は計り知れません。
- 県内の医療機関においては、全2,530施設のうち半数を超える1,302施設で建物や医療機器等の被害を受けました。

誇るべき「宝」である本県の医療提供体制の立て直しには、被災施設の1日も早い復旧・復興が欠かせません。そのため、県では関係団体と連携して被害の実態を国に伝え、国においては医療施設等災害復旧費補助金の対象拡大や中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）の要件緩和など、被災の実態を踏まえた制度改正がなされました。県では、これらの積極的な活用を促進するなどにより、医療提供体制の復旧・復興を支援するとともに、熊本県の創造的復興を推進します。

### 2 地域医療構想策定の趣旨

#### （1）地域医療構想の背景

- 本県の今後の医療提供体制を考えるに当たっては、熊本地震からの復旧・復興という直面する課題に加え、2025（平成37）年にいわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上となる高齢社会を迎え、高齢者の慢性疾患の罹患率の増加による疾病構造の変化や医療ニーズを併せ持つ重度の要介護者や認知症高齢者の増加など、急激な医療・介護ニーズの変化・増大への対応という課題をしっかりと受け止める必要があります。
- 県民一人一人が医療や介護が必要な状態になってもできる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、また、限られた医療資源の中にあっても患者の状態に応じた質の高い医療を効率的に提供できる体制を確保していくことが求められています。
- そのような医療提供体制を確保するため、地域における病床の機能の分化及び連携をこれまで以上に推進することにより、各病床の機能の区分に応じた必要な医療資源を適切に投入し、患者の居宅等への早期の復帰を進めるとともに、退院後の生活を支える在宅医療及び介護サービスの充実に努めることが重要かつ不可欠です。

(2) 地域医療構想の内容

- 地域医療構想は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）の施行に伴う改正医療法に基づき、都道府県が地域の将来の医療提供体制に関する構想を医療計画の一部として策定するものです。
- 具体的には次の事項を定めます。

**【地域医療構想に定める事項】**

- ① 構想区域
- ② 構想区域における厚生労働省令に基づく病床の機能区分ごとの将来（2025年）の病床数の必要量
- ③ 構想区域における厚生労働省令に基づく将来（2025年）の居宅等における医療（在宅医療等）の必要量
- ④ 地域医療構想の達成に向けた病床の機能分化及び連携の推進に関する事項（目指すべき医療提供体制を実現するための施策）

(3) 将来の目指すべき医療提供体制の姿

- 本県は、将来（2025年）の目指すべき医療提供体制の姿を次のとおり設定します。

**【将来の目指すべき医療提供体制の姿】**

高齢化が進展し、医療需要が増加する一方で、人材や施設などの医療資源が限られた中であっても、県民が安心して暮らしていくため、安定的かつ継続的にサービスを受けられるよう、患者の状態に応じた質の高い医療を地域の関係者が連携することによって効率的に提供できること。

- 上記の目指すべき医療提供体制の実現に向けて、高度急性期、急性期から、回復期、慢性期、在宅医療、介護に至るまで切れ目なく、また過不足なく提供される医療提供体制を確保していく必要があります。

そのため、次の施策を進めていきます。

**【目指すべき医療提供体制の実現に向けた施策】**

- ① 病床の機能の分化及び連携の推進  
地域における病床の機能の分化及び連携を推進し、病床の機能区分に応じて必要な医療資源を適切に投入し、患者の早期の居宅等への復帰を進めること。
- ② 在宅医療等の充実  
退院後の生活を支える在宅医療及び介護サービスの充実を図ること。
- ③ 医療従事者・介護従事者の養成・確保  
少子高齢化の進展で生産年齢人口が減少する中でも、地域に必要な医療人材や介護人材を養成・確保していくこと。

- こうした施策の推進に当たっては、地域によって人口構造、疾病構造、医療資源の状況等が異なりますので、地域ごとの医療機能等の現状や将来の人口構造、医療需給推計などの客観的なデータに基づく現状認識や課題の把握が必要となります。
- なお、平成28年熊本地震の影響により、目指すべき医療提供体制の実現に向けた施策ごとに次のような課題についても考慮する必要があります。

### 【熊本地震を踏まえた課題】

#### ① 病床の機能の分化及び連携の推進

- ア 2016年6月実施の「平成28年熊本地震に係る全医療機関緊急アンケート調査（以下「全医療機関緊急調査」という。）」において、震災直後に患者の転院を行った医療機関の約7割、受け入れた約8割が「円滑に進んだ」と回答。災害時に発揮された医療機関間の強固な連携関係を、平常時を含めて更に充実・強化させていくことが必要。
- イ 熊本県国民健康保険団体連合会及び熊本県後期高齢者医療広域連合提供の2016年3月から同年6月までのレセプトデータによると、特に上益城地域及び阿蘇地域で他地域への患者の流出のため自圏域完結率の低下が大きくなっており、地域内並びに地域間の連携についての検討が必要。
- ウ 地域の中核的な病院の休止等に伴う救急医療、周産期医療等の提供体制の再構築が必要。

#### ② 在宅医療等の充実

- ア 避難所、応急仮設住宅等への訪問診療・訪問看護等の在宅医療の充実が必要。
- イ 応急仮設住宅居住者等の生活不活発化の予防や介護予防に向けた「熊本県復興リハビリテーションセンター」を中心とする復興リハビリテーション活動の充実が必要。
- ウ 介護施設の復旧等を通じた医療機関以外の新たな「受け皿」づくりが必要。

#### ③ 医療従事者・介護従事者の養成・確保

- ア 全医療機関緊急調査から、医療機関における職員の処遇や確保に関する必要性（「自宅待機や一時離職などの検討が必要」「新たな人員確保が必要」）が生じていることが判明。雇用維持等に係る当面の対応に加えて、復旧時や将来（2025年）を見据えた中期的な対策として、地元潜在する医療従事者の掘り起こしが重要。
- イ 介護従事者については、熊本地震後の2016年6月に実施した介護施設・事業所へのアンケート調査により、地震による介護職員の離職が発生しているという意見が寄せられている。こうした現状や、将来的に介護人材が不足するという従来からの課題を踏まえ、新たに介護分野で働く人を増やす取り組みや、介護従事者の定着支援の取り組みの強化が必要。

3 構想の策定体制・プロセス

(1) 策定体制

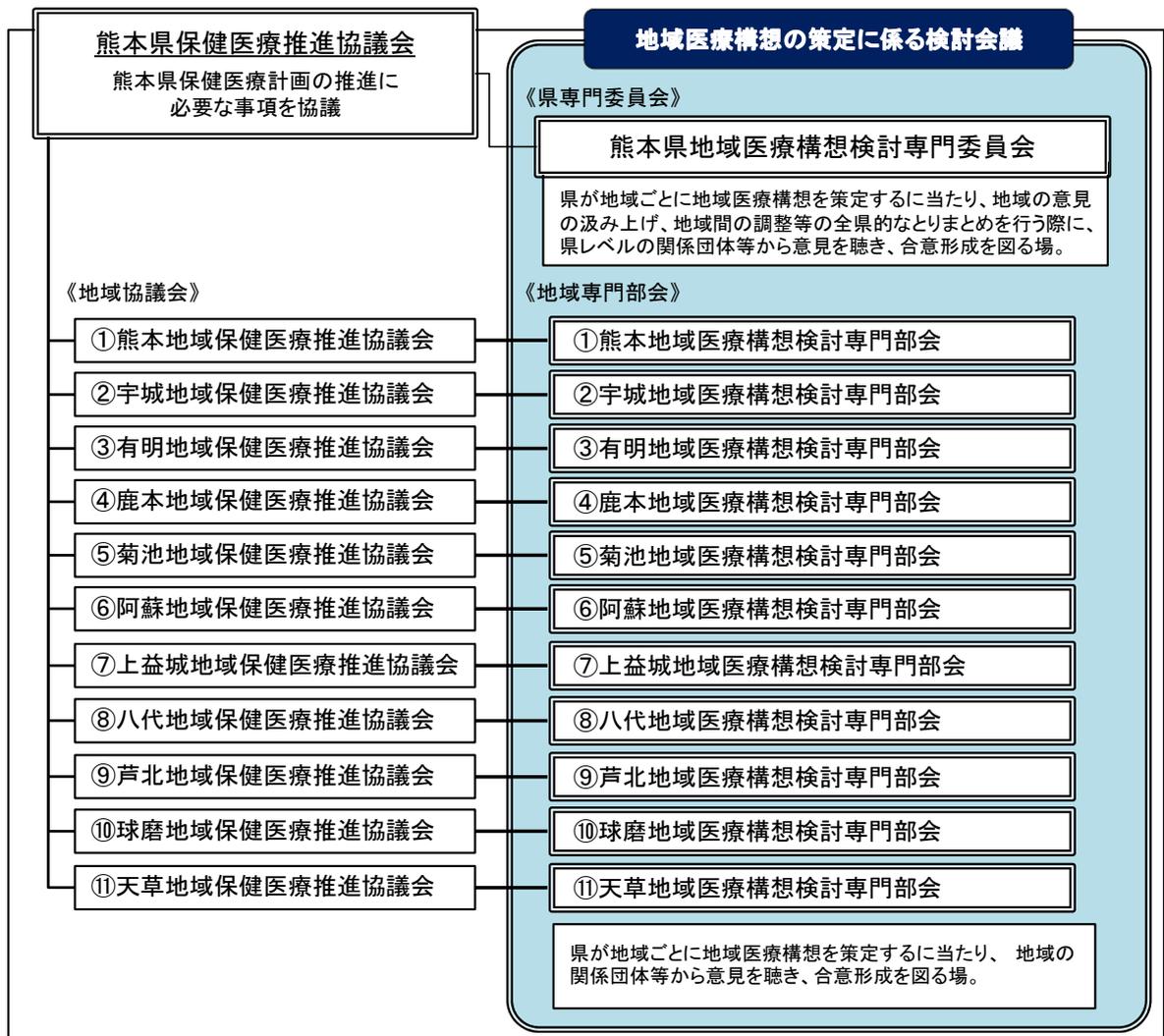
○ 地域医療構想の策定に当たり、本県では、医療関係者、介護関係者、市町村、保険者等の意見を聴取し、合意形成を図る場として、熊本県保健医療計画の推進に関し必要な事項を協議することを目的に設置している熊本県保健医療推進協議会の専門委員会として熊本県地域医療構想検討専門委員会（以下「県専門委員会」という。）を設置しました。

また、二次保健医療圏\*ごとに設置している地域保健医療推進協議会の専門部会として地域医療構想検討専門部会（以下「地域専門部会」という。）を設置し、県全体及び各地域での検討を進めました（図表1参照）。

※ 二次保健医療圏

病院や診療所の病床の整備を図る地域的単位。特殊な医療を除く入院医療の需要に対応し、一般的な保健医療が概ね完結できる体制づくりを目指す圏域。

[図表1 熊本県における地域医療構想の検討体制]



## (2) 策定プロセス

○ 県専門委員会及び地域専門部会で協議した事項について、熊本県保健医療推進協議会及び地域保健医療推進協議会に報告し、内容のとりまとめを行いました。

また、熊本県医療審議会に諮問し、答申を得ました。

○ こうした会議での協議、検討のほか、県内の一般病床及び療養病床を有する全医療機関（505施設）を対象とした「地域医療の実情把握のための聞き取り調査（以下「聞き取り調査」という。）」を実施し、各医療機関との情報・意見交換を行いました。

また、タウンミーティングやパブリックコメントを通じ、県民との課題の共有や構想に対する意見聴取を行うとともに、医療法に基づき、診療又は調剤に関する学識経験者の団体（熊本県医師会、熊本県歯科医師会及び熊本県薬剤師会）、市町村及び熊本県保険者協議会への意見聴取を行いました（図表2参照）。

[図表2 熊本県における地域医療構想の策定プロセス]

## (1) 検討会議

## ① 県専門委員会

第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
H27.6.4	H27.10.20	H28.3.17	H28.9.30	H28.11.16	H29.2.22

## ② 地域専門部会

	第1回	第2回	第3回	第4回
熊本※	H27.7.3	H27.11.2	H28.10.26	H28.12.6
宇城	H27.7.24	H27.11.6	H28.10.28	H28.12.19
有明	H27.7.23	H27.11.19	H28.10.20	H28.12.15
鹿本	H27.7.22	H27.11.4	H28.10.20	H28.12.2
菊池	H27.7.29	H27.10.30	H28.10.28	H28.12.14
阿蘇	H27.8.6	H27.11.9	H28.10.24	H28.12.21
上益城	H27.7.29	H27.12.17	H28.10.31	H28.12.6
八代	H27.8.4	H27.11.17	H28.10.17	H28.12.12
芦北	H27.7.27	H27.11.10	H28.10.21	H28.12.5
球磨	H27.8.3	H27.11.11	H28.10.18	H28.12.7
天草	H27.7.28	H27.11.24	H28.10.31	H28.12.9

※ 熊本地域では、H28.1.29 及び H28.2.15 に臨時部会を開催。

熊本地域と上益城地域の第4回専門部会は合同開催。

## 第1章 基本的事項

### (2) 聞き取り調査

地域	説明会 開催日	聞き取り実施期間	① 調査対象 医療機関 【当初想定】 (許可病床数)	② 年度内無床、 休院、廃院等 医療機関※ (許可病床数)	③ 調査対象 医療機関 【①-②】 (許可病床数)	④ 回答を得た 医療機関 (許可病床数)	⑤ 回答率 【④/③】 (許可病床数)
熊本	H27.11.19 H27.11.20	H27.12.14 ~ H28.2.25	202 (14,130)	2 (38)	200 (14,092)	188 (13,933)	94.0% (98.9%)
宇城	H27.11.30	H28.1.18 ~ H28.2.15	28 (1,507)	1 (19)	27 (1,488)	27 (1,488)	100.0% (100.0%)
有明	H27.12.9	H28.1.12 ~ H28.2.29	42 (2,089)	0 (0)	42 (2,089)	42 (2,089)	100.0% (100.0%)
鹿本	H27.11.25	H27.12.9 ~ H27.12.25	18 (828)	0 (0)	18 (828)	18 (828)	100.0% (100.0%)
菊池	H27.11.26	H27.12.17 ~ H28.2.4	33 (3,074)	0 (0)	33 (3,074)	33 (3,074)	100.0% (100.0%)
阿蘇	H27.11.30	H27.12.21 ~ H28.1.28	16 (884)	1 (14)	15 (870)	15 (870)	100.0% (100.0%)
上益城	H27.11.30	H28.1.12 ~ H28.2.22	23 (1,075)	0 (0)	23 (1,075)	23 (1,075)	100.0% (100.0%)
八代	H27.12.1 H27.12.2	H28.1.7 ~ H28.2.5	48 (2,174)	2 (36)	46 (2,138)	46 (2,138)	100.0% (100.0%)
芦北	H27.11.24	H27.12.16 ~ H28.1.29	23 (1,403)	0 (0)	23 (1,403)	23 (1,403)	100.0% (100.0%)
球磨	H27.12.3	H27.12.17 ~ H28.2.18	30 (1,465)	1 (19)	29 (1,446)	27 (1,414)	93.1% (97.8%)
天草	H28.1.16	H28.2.18 ~ H28.3.18	50 (2,667)	1 (19)	49 (2,648)	46 (2,603)	93.9% (98.3%)
熊本県計			513 (31,296)	8 (145)	505 (31,151)	488 (30,915)	96.6% (99.2%)

※ 平成27年度内に無床、休床、廃院等の医療機関については、病床機能報告の対象外となるため、本調査の対象外。

### (3) 意見聴取

#### ① タウンミーティング（住民説明）

期 日	会 場
H29.2.5	天草市民センター
H29.2.26	熊本県庁
H29.3.11	熊本市河内公民館
H29.3.21	熊本赤十字病院
H29.3.25	熊本市医師会館

#### ② パブリックコメント

平成29年2月1日～平成29年3月2日

#### ③ 医療法に基づく意見聴取

平成29年2月1日～平成29年2月21日